

午前11時37分開会

○小野委員長 それでは、よろしくお願いいたします。契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

日程に入る前に、今回、年度が替わっての初めての当委員会開催となりますので、名簿（案）をおつけしております。異動のあった理事者につきましては、網かけで表示しております。

名簿につきましては、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、「（案）」を取って、名簿とさせていただきます。

本日の委員会の出席理事者ですが、区議会事務局長、次長のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

それでは、日程に入ります。本日の日程をご確認をお願いいたします。

日程1から順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、日程1、刑事確定記録閲覧の進捗状況について、区議会事務局長から報告をお願いいたします。

○石綿区議会事務局長 それでは、刑事確定訴訟記録の閲覧請求に係りますその後の進捗状況についてご報告を申し上げます。

この間、4月8日、それから5月13日にも再度確認をさせていただいている状況でございますが、結論から申し上げますと、現状、まだこの閲覧の許可は下りていないというような状況でございます。多少、内部的な状況もお伺いをして、進捗をお伺いした点もあるんですけれども、ただ、やはり、これは結論が出るまではちょっと流動的ということもございますので、この場では、ご説明は割愛をさせていただきたいところではございます。

繰り返しになりますが、現状としては、まだ許可は下りていないというようなことを確認させていただきました。

以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様からの質疑を受けます。

○はやお委員 一応、確認をしていただいたということなんですが、この確定記録について、閲覧できない理由とかは何かおっしゃっていたのか、聞いたのか。と申しますのは、当委員のほうの岩田委員のほうは閲覧ができているということからすると、なぜかということについては、何らかの確認をしたのか、お答えいただきたいと思います。

○石綿区議会事務局長 ご質問の点、閲覧できない理由に関しましては、こちら、ちょっと結果が出ていない状況ですので、閲覧ができるか、できないかという結果が出ていないので、できないというようなことに関しては、まだ確認はしていない状況でございますが、遅れていることは遅れておりまして、これに関しては、これまでも口頭では確認をさせていただいておりますけれども、相手方のご事情というようなところでお伺いはして

いますが、具体的に、まあ、どこまで具体的にということはありますが、こういう事件があるからこうですとかというような、あるいは、本件に関して、こういう理由があって、こうだというような細かいところまでは、ご回答は頂いていないというような状況でございます。

○はやお委員 私、今回、閲覧申請に行きまして、受付の際については、約3か月ぐらいかかりますよという話だったんですね。で、12月から考えると、もう既に3か月を超えているということからすると、やはり、当然、検察サイドのほうもそれなりに理由を説明しなくちゃいけないんだろうなと。もし、電話等々の口頭であれば、なかなかはっきりしないのか、その辺のところについて、まず、これは委員会のほうで確認を取らなくちゃいけないことだと思うんですけど、書面にてね、そんな厳しい形ではないけれども、理由についての説明を確認する必要があるんじゃないかと思うんです。

と申しますのは、この確定記録というのが非常に大きなファクターになっているものですから、これが閲覧できないとなると、先に進まないことがあるわけですね。そういうところでやってきて、繰り返しになる、釈迦に説法ですけれども、既に委員会のほうで——ごめんなさいね、6月13日のところの東京地方裁判所の4部宣告ということで確認をした際に、量刑の確認のところにおいては、上司からの指示、命令や共犯者である区議からの依頼があって、断りづらい状況にあったとしてもということの中との整合性を取るために、確定記録が必要だということでやっています。それと、最終報告書、つまり、行政が作った再発防止の報告書と内容が相違しているということですから、これは可及的速やかに対応しなくちゃいけないので、口頭ではなくて、書面をもって検察サイドのほうに言うということが必要になるのかと思うんですけど、お答えいただきたいと思います。

あ、皆さんにちょっと取り——ということと、それについては、どう執行機関、事務局のほうとして考えている、それは委員会の集約があれば、それでやりましょうということなのか、お答えいただきたい。

○石綿区議会事務局次長 今のご質問について、書面でお問い合わせをするか否かの実行に関することについては、私のほうが答えるお立場にございませんので、回答は避けさせていただきますが、技術論的なお話でどうなのかというような解釈でよろしければ、ご答弁を差し上げたいと思っております。

○はやお委員 はい。

○石綿区議会事務局次長 その理由ですね、遅れている理由の問合せを書面でできるかどうかということに関しては、やはり、この場でできる、できないということの即答は、若干、確認をやはり要するものがあるかなというふうに認識をしております、ここですぐにお答えはいたしかねる部分があるんですけども、例えば、この刑事確定訴訟記録の閲覧の根拠となるのはいわゆる刑事確定訴訟記録法でございますけれども、こちらには、しっかりと処分に対する不服申立ての方法についての規定というのがなされています。ただ、しかし、現状に関しては、この処分がなされていないというところ、決定がなされていないというところもありますし、そもそも、処分というものの自体が行政手続法に基づく審査状況としてどういう状況なのかというような、これを根拠に問合せをするという方法論もあるかもしれませんが、行政手続法上ですと、適用除外に列挙されている中で、刑事事件に関する法令に基づいて、検察官、検察事務官または司法警察職員がする処分及び行政指

導に関しては適用の除外ですよというのが規定されています。こういったところに照らして、この閲覧をさせるか、させないかという処分に係る内容についても、これは、お問い合わせは行政手続法にのっとってやることはできないんだという解釈になるのかどうかという、こういうような細かな話というのは、ちょっと確認はしなければいけないかなと思っています。

いずれにせよ、特に相手方から回答は求めない形で、問合せを、まあ、それはちょっとおかしい話かもしれませんが、言い方がですね。そういう趣旨できちんと議会としての姿勢を示す上でのお問い合わせをするということであれば、そういうことではできないことはないのかもしれないですけども、ただ、いずれにしても、議会として、きちんと司法機関へのお問い合わせをするという形になりますので、今、るるお話はお伺いしたところではございますが、なぜ問合せが必要なのか、特に、書面をもって必要なのかというのは、委員会の中でもしっかりとご議論いただいた上で、臨んだほうがよろしいのではないかなという気はしています。

○岩田委員 関連。関連。

○小野委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 自分もその確定記録を見た一人として発言させていただきますが、もしも、理由書、開示請求の理由書が自分と仕様が違う、仕様というか、中身が違って、それで遅れているとしたら、それはそれで何か、ねえ、大変なことなので、自分の理由書をお見せいたしますので、それを参考にして、もう一度やってはどうかなと思うんです。実は、これ、予算委員会のときに、これを資料としてお出ししたいというふうに委員長に諮った資料の中に、その理由書も入っていたんですよ、実は。ただ、それが受け取ってもらえなかったんで、資料にならなかったということがありますので、これ、もしも出してよろしいのであれば、後日でも事務局のほうにお出しいたしますが、どうでしょう。

○小林副委員長 委員長に聞いているの。

○岩田委員 はい。

○小野委員長 この委員会では、委員限りも含めて、こちらで正式に出しているものについての回答待ちという、そこは変わらないので、個々でご自由になさる分には、特に委員長としても言及はしませんけれどもというので、前、お伝えしているとおりですね。（発言する者あり）今回は、理由書を事務局にというのも、ここの場でそれをというところはちょっと違うかなと思うんですけどね。（発言する者あり）

はやお委員。

○はやお委員 結局、ちょっと、もう一度、整理していただきたいことが、結局は、閲覧できている例えば岩田委員の場合と、今回、私たちが出した、委員会ですら出した閲覧申請との違い。そごがあったりした結果かなと。今、できることはやったほうがいいんじゃないかというのが意見ですよ。

○岩田委員 そうです。

○はやお委員 だから、決して中身をどうのこうのじゃないんですよ。申請が、こういう意味で意図として出した。あと、委員会として出した内容とその違いがある、違いがないのに、だったら何なのと、またよりそれを深化、拡大することができますから、そういう意味でチェックをする、こちらができることは最大限にやる必要が。中身じゃないです。

申請をしていった……

○小野委員長 理由書の話。

○はやお委員 理由書の内容だから、そのこのところについては、確認する必要があるのかなと思います。そうすると、あ、ここがこういけなかったのかなという、例えば、話もあるのかもしれないですし、まあ、そこはそんなに大きな違いはないだろうと思うんで、そのこのところをちょっともう一度よく整理していただきたい。

○石綿区議会事務局次長 技術論的な立場から情報提供という形になるかなと思うんですけども、今、岩田委員がお話があったような内容というのは、一度、4月の時点で、検察庁のほうには確認をさせていただいている内容がございまして、再請求という形で、現状の請求を取り下げて、改めて同じような内容で請求を出した場合はどうなのかという問合せをさせていただいたことがありました。そのときに、これは口頭でございましてけれども、ご回答いただいているのは、結果として新たな請求となるので、これは順番を並び直すだけになるんですというようなことを、一応、口頭ではお答えは頂いていたというのは、ご参考までにお伝えをさせていただきます。

○小野委員長 はい。多分、書面でというお話ですとか、理由書をもう一度仕立て直して出したほうがいいんじゃないかという、そういうご提案だと思うんですけどね。

○はやお委員 いや、だから……

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 ということになると、理由は、僕は、明確に開示する必要があると思って、いるんです、それは検察サイドのほうか。というのは何かといたら、今回は、結局は、元区議会議員と元幹部職員との話が、このことによって、内容を、私は個人的に岩田委員から頂いたあれを見ると、間違いなく組織的犯罪に近い内容です。それは何かというと、継続的に行われていた、そして、ヒエラルキーというか、階層別に指示系統があったということからしたとき、可及的速やかにやらなくちゃいけない内容なんですよ。そうなる……

○小野委員長 いや、それはみんな分かっているんですよ。

○はやお委員 だから、ちょっと聞いてください、聞いてください。そういう状況の中でというのになれば、まず、書面をもって確認をしなくてはいけない。場合によっては、準抗告ということもあり得るわけですよ。裁判所に確認しなくちゃいけないというぐらゐの内容だと思います。というのは何かといたら、何ら止める理由がどこにもないわけですから。だったら、理由を地検のほうに明確にするべきだと思うわけです。これ、決して地検のこと、けんかしようと思っているわけじゃないんですよ。本当に分からないから、それを委員会としてどういうふうに明確にし、この我々が分からないということは、区民も分からないわけですよ。だから、そこを、一つ、ただ電話だけということではなくて、次の段階に入った上で、書面をもって、そして、検察のほうに確定記録として、せめて理由について、なぜ、今、閲覧ができないのかということ、できないというか、延びているのかということについて聞くというのは、非常に自然な話だと思いますけれども、そこをちょっと諮っていただきたいということです。

○小野委員長 いや……

○はやお委員 次の段階としては、準抗告だってあり得るということを言っているだけの

話であって、それをやれということではないですよ。これ、裁判所にそれをやったら、大変な話ですから。だから、ちょっと、そこをきちっとやって、我々としては一つ一つ積み上げていく。あと、改選期もあるので、せめて、そこだけは前期のほうの改選前の委員会としてはやっておかなくちゃいけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。確定記録が、本当に、おっしゃるとおりで、届かないと、これ、進まないというところは誰もが認識しているところですし、やっぱり、なぜ、当初、はやお委員も一緒に手続に行ったときに、大体3か月くらいということをやはり口頭で言われています。で、ここまで何で待たなきゃいけないのかということも含めて問合せをしてもらっているんですけど、電話じゃ足りないから、書面で正式にちゃんと理由を求めるべきではないかという、（発言する者あり）そういうご意見ですよ。うん。もし、それで本当に理由が明らかになるのであればいいと思うんですけど、実際、書面のところまで含めて、早めに閲覧ができるように働きかけを事務局を通してやってもらっているんですけども、書面でのところも確認をしてもらったんですよ。書面は出していないですよ、もちろん。（発言する者あり）出していないんですけど。いかがでしょうかね。

○石綿区議会事務局次長 書面でその理由をお伺いしていいかどうかに関しては、私どものほうは特段確認はしていません。あくまでも、閲覧の請求に関する可否について、結果がいつ出るのかということのみ確認をして、これまでご報告を差し上げている状況であるということです。

○小野委員長 はい。

岩田委員。

○岩田委員 何というんですかね、別に、何か状況を変えろって、そういうのではなく、ただ、書面で、こちらが書面で返してくださいねということぐらいは、別に何か問題はないと思うんですけど、どうでしょうね。ただそれが電話なのか、手紙かというだけの、手紙かというか、書面かというだけの話なんで、それはどうなんでしょう。

○小野委員長 はい。小林副委員長。

○小林副委員長 委員会として閲覧を申し入れて、時間がたっても返ってこない。で、どうなっているか分からないという状態になっているから、これは、委員会としては委員会を進めなくてはいけないんで、それは何らかの形で、書面も含めて催促するのは、これ、当然のことだと思うんで、これについては、進めるために、要するに出し直しというのはまた話が別になるんで、催促をもちろん電話でもするし、書面も送ってしないと、進まないんで。その知恵として、岩田さんがやったときの内容を確認するというのは、何らそのある話ではないんで、確認させていただいて、それを確認して、よりよく、より早く閲覧ができるようにお願いをするということだと思うんで、そのところは、別に、委員会の中で合意を取って書面がどうのって、役所のほうでは、執行機関が勝手に書面を作って出すというわけにはいかないんで、やっぱり、委員会で確認して、書面をよりよい、早く閲覧ができるように確認をしたいんで、書面を出すということを諮ってもらえばいいと思いますんで、その辺は委員長のほうで取り仕切っていただきたいと。

○小野委員長 はい。今、確定記録がいつになるかがちょっと見通しがつかないというところで、電話のみの、今、問合せと催促というところなんですけれども、これが書面の場合、どういう書面を出すのかとか、それから、書面でやったほうが効果的なのかとか、ち

よっと、その辺は、逆に検討の余地はあるかなというふうには思います。

これ、やっぱり確定記録が届かないと、閲覧ができないと、全く前に進まない特別委員会ということは百も承知ですから、そこをどうするかね。

○小林副委員長 そこは諮ってもらいたい。そこを諮って……

○小野委員長 はい。えごし委員。

○えごし委員 一応、委員会として――すみません。委員会として要望を、閲覧したいという要望を出して、そのことに対してどうかというところは、アクションとして起こすというのは、私も問題ないとは思っているんですけど、一つだけ、ちょっと確認させていただきたいのが、もともと、はやお委員も初めに言われていたとき、もう見れないとなったら見れないで仕方ないから、（発言する者あり）それはいいよという話はされていました。だから、もし、この、回答的に無理ですよとなった場合は、何でそれが無理なんだよとか、何で見れないんだよみたいな、それを、何というんですか、追って、また委員会としてそれを言っていくみたいなのはないということでもいいのかという、そこを確認だけ。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

もう、それは、まずは出して、閲覧ができるという前提ですけど、万一、そういったことになったら、それはもう見れないということで仕方がないですねという、そこを踏まえた上で閲覧の請求を出していたとは思うんですけどね。（発言する者あり）うん。今のえごし委員のご質問については、そうですね。

小林副委員長。

○小林副委員長 委員会の運営の話なんで、私もちょっと意見を申し上げたいんだけど、それは、今出しているものが駄目なら、これ、終わりなんです。ただ、それだと委員会が進まないんで、そしたら、個人で出せば、見れているんで。だったら、個人で出す段階に入らなくちゃいけないんですよ。個人で出して見れる。委員が請求すれば見れるんであれば、皆さん、委員が請求すればいい話で、それは委員会で仕切る話じゃなくて、委員会で仕切ったのは、全員で合意して委員会として出したら、それが、結論が今出ていないわけですよ。仮に結論が出て、追いかけるなというのは、それは追いかけていいと思います、私も。そこを追いかけていくと、またその話が非常に時間がかかってしまうから。そうじゃなくて、そうしたら、次の段階に入って――運営の話ですよ。個人で見れているんだったら、個人で皆さんが、今、仕切られちゃっているから、委員会を出しているものを個人で見ちゃいけないような状態になっているんで、そこは個人でも見に行って、みんなで見ましょうというような段階に進まないと、刑事確定記録が確認できないということになっちゃうんで、そこは次の段階だと思います。

今言われたことについては、まさに、駄目だと言われたやつは追いかける、例えば先ほどはやお委員がちょっと言いましたけど、準抗告みたいなのでしょと、そういうところには行ってはいけないと私も思います。その時点では、次の委員会として進める方法を考えていることだと思っています。

すみません。これは委員長が仕切る話ですけど、そういうことです。

○小野委員長 はい。今、いや、委員会として、次、じゃあ、その場合はどうするかというのを考えるのは当然のことなんですけど、個人で請求をする。これは個人の自由です。ですけれども、個人で請求したものを委員会の中で取り扱うとなったら、これ、またちょ

っと違うので、そこは、次のフェーズの中で、皆さんがそれぞれで行ってくださいねという、そういう話ではないと、私は、委員長としては思っていますので、念のため、補足をさせていただきます。個々が閲覧をされる、請求をされるというのは、それは止めるものでもないですので、そこはご自由になさってください結構だと思います。

はやお委員。

○はやお委員 まず、ちょっと僕もはしょりましたから、準抗告まで話をしましたけれども、まずもって、その理由を、なぜ、今、遅延しているのか、そして、できるだけ早くしたいということの要望を文書で出すというのは、最低限のことなのかなと。その後からは、場合によっては、もう折り返しの委員会に任せるしかないだろうと思うので、でも、せめて、そのところをやっておかないで、ただ、来ません、来ません、駄目でしたというわけには、今の段階ではいけないのかなと。それが、今回のことで、非常に重要な内容になってくるということなんで、繰り返し言いますが、再発防止のほうの最終報告、行政が出した最終報告の「2020年以前にはなかった」と言いながらも、個人で取った中では、その前の契約課長と、結局は前副区長が話をしていたというところまで書かれちゃっているから。

○小野委員長 まあ……

○はやお委員 供述で、だから、しちゃっているから、そこは、我々の目で確認をしなくちゃいけないんで、それをそのままにはしておけませんよ、スピーディーにやらなくちゃいけませんよという点で、書面の確認をしていただきたい。あと、じゃあ、その先については、折り返しの、今度は、また委員長を含めて、委員がご判断いただくという内容になってくるだろうと思いますけど、せめて、でも、そのところだけはやっておくということで。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。

ほかに何かご意見ありますか。

○岩田委員 先ほど、委員長、個人で見るのは自由けども、それを委員会としてやるのはどうかなというふうに発言されましたけども、私の理由書を、まあ、ちょっと必要とあらば見せますけども、検察に出した理由書の中に、委員会の一員として、この事実の究明ということで、「その事実を議会に報告し」というふうに書いて、それが認められたものです。検察が認めたものを、委員会でそれは認めませんというのは、これは誰の判断なんですか。委員長の独断での判断ですか、それは。

○小野委員長 はい。委員会に報告をしますという、それを皆さんに展開するとか、そういうことではなくて、岩田委員自身が記録をもって何かしらの発言をこの場でされる、これは自由だと思います。ですけれども、そこから先、皆様にもぜひご覧くださいと言って配付をするとか、そこはまた違うレベルの話だというふうに理解をしておりますので、そこはしっかり整理をさせてください。

○岩田委員 だから、言ったじゃないですか。「議会に提出し」という、それも含めて認められているんですよ。

○小野委員長 はい。ですから、提出をした先でどういう判断をするかということはこちらで、提出をする、じゃあ、した先で配付を全議員にしますとか、そういうところまで私どもは確認していませんし、元に戻しますけれども、まずは、委員会として、残念ながら

届いていないんですけど、委員会として請求をしているという事実がありますので、そこについては、ご理解を下さい。

○岩田委員 だから、理由書をお見せしますと言っているじゃないですか。その理由書の中に、「議会に提出し」というふうに、それも含めて認められていると言っているのに、それを、何か、いや、これはそういうのを出されるのはちょっと違うかなというのは、だからそれは誰の判断なんですかと聞いているんですよ。

○小野委員長 はい。大坂委員。

○大坂委員 このやり取り、何回もやられていることだと思いますので、一度、整理をしたほうがいいのかなとは思いますが。

○小野委員長 はい。

○大坂委員 現状、この委員会としては、委員会で請求をして、その上がってきたものを土台に議論をして、先に進みましょうということは、（発言する者あり）合意できている話ですので、そこから個人で見てきたものをどうしようかというのはまた……

○小林副委員長 違いますよ。

○大坂委員 別の、全く別の話ですから、ちょっとそこは一旦置いておいて、あくまでも、この委員会としては、委員会で出した確定記録を見たいというところが原点になるわけですから、そのために文書を出して、何らかの理由を開示していただくという手続については、委員会としてはやるべきかなとは思いますが、それ以上でもそれ以下でもなく、当然、改選になってしまいますので、この委員会がこの先どうなるかというのはまだ分かりませんが、その、今、できることだけをまずはやって、次に託していくということが必要なかなと思います。（発言する者あり）

個人でということについては、ここでは、あまり議論は深めていく必要はないのかなというふうに感じています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

じゃあ、一旦、休憩をします。

午後0時05分休憩

午後0時29分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。お待たせいたしました。

それでは、今、もろもろ問合せの件についてご意見を頂いたんですけども、プラスアルファで何かありますか。今、質疑で確認をしたいことですか。

○小林副委員長 質疑。確認。なし。

○小野委員長 なしでよろしいですか。

○小林副委員長 いいの。（発言する者あり）

○小野委員長 田中委員。

○田中委員 こちら、電話を何回か事務局のほうからいただいているということなんですけれども、それがいつ、どのような内容で、こちらから申し出て、相手からの回答というのがいつ、何回やったかという……

○小林副委員長 どういう内容だったとか……

○田中委員 どういう内容だったかということを教えていただけますでしょうか。

○石綿区議会事務局次長 はい。申し上げます。

まず、一番最初は2月13日ですかね、ここで、閲覧の可否について問合せをさせていただいておりますが、このときは、やはり時期は未定であると。で、受理順に手続を進めているけれども、突発的な案件も入ったりする状況ですというようなところで、こういった内容のものをご回答いただいております。

それから、その次ですけれども、2月の――あ、失礼しました。3月ですか、3月の――ちょっとお待ちくださいね。あれっ。すみません。

○小野委員長 日にちが明確に分からなければ、3月の……

○石綿区議会事務局次長 いや、分かりますが、ちょっと、ちょっとお待ちください。

その次が3月13日ですか。

○小林副委員長 1か月。

○石綿区議会事務局次長 3月13日、このときも確認をしましたが、閲覧時期は未定だというのみの答えを頂いています。

それから、今度は4月8日にも問合せをさせていただいておりまして、このときも時期は未定ということで、この際に少し細かいところもお問い合わせをさせていただいていまして、先ほどご説明をさせていただきましたが、再請求という形で取り下げて請求を出しても、時期が遅れるんであまりよろしくはないのではないですかねというようなことを頂いていたりしています。で、時間がかかる理由については、様々、検察側の事件処理の関係でということでお答えは頂いているような状況でございます。

それから、直近ですと、5月13日、ここでは、結論からすると、未定ではございますが、もう少し詳細をお伝えしますと、事務官の部分での確認は終了していて、検察官の確認の段階には入っているというようなことは情報としては頂いておりますけれども、ただ、時期的なものは何とも申し上げられないというようなことはご回答いただいております。これは担当者レベルでのお話になりますので、それを踏まえた上でご理解を頂ければというふうに思っておりますが、少なくともこのぐらいの回数をご確認をさせていただいております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

この件については、よろしいですかね。大体、4回の問合せというところで、少しは動いてはいそうなんですけれども、状況的には厳しいと、変わらないというぐらい。

何かありますか。

○田中委員 ご回答ありがとうございました。じゃあ、これを受けまして、今のところ、まだ閲覧のはっきりした時期とかもご回答がないということで、今後、丁寧に書面でという方向で行くのはいかがでしょうか。

○小野委員長 はい。今までお電話での問合せというところでやっていただいたんですけども、先ほど来出ている書面での問合せというところですね。これについて、どういう書式が望ましいのかとか、その辺りの検討は必要なんですけど、まずは、電話というフェーズから、次、書面というフェーズに、書面での問合せというところに入っていくということを検討したいと思うんですけど、皆様それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、内容ですとか手続の仕方については、一旦、正副でお預かりをさせていただきたいと思います。

何か、この件について、プラスアルファでご意見とかございますか。

○えごし委員 ちょっと確認だけ。

確認ですけれども、これからそういうフォーマットとかをまた考えてやっていくという話がありました。その、どういう書面で、これでいいとかという検討は、例えば、この次の、改選した次の委員会での話になるのか。今のここのメンバーで確認するのか、委員長、副委員長も含めてですけど、そこはどうなんですか。出すと決めて、いったら……

○小野委員長 うん。そうですね。

○えごし委員 例えば、次のときに出すと決めたほうがいいのか。今出すと決めて、その内容は次に委ねるという形に——じゃない。やっぱり、その作るのも時間がかかると思うんですよ。

○小野委員長 そうですよ。そうですね。

○えごし委員 改変を越えるかなと思うんだけど、そこはどうなの。

○小野委員長 まずは、電話の問合せから書面での問合せというところは、一旦、この場で決めて、内容についてというところも、事務局を含めてご検討いただくんですけども、次の改選の後に、委員とか委員長も替わるかと思しますので、そのときには——まあ、替わらないかもしれませんが。一応、一旦、節目ではありますけれども、失礼しました。節目ではあるんですけども、一旦出すという方向で、皆様に合意を得られれば、その方向で動いていきたいというところです。

内容について、どのタイミングで委員の皆様にご確認いただくとか、その辺のことも含めて、一旦、正副にお預けいただくということではよろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 そうしましたら、くれぐれも丁寧に簡潔で、（発言する者あり）まずは、第一段階でございますので、よろしくお願いします。

○小野委員長 はい、かしこまりました。丁寧にということで、しっかりと受け止めたいと思います。

それでは、この件については、ここまででよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、以上で、日程1の刑事確定記録閲覧の進捗状況についてを終了いたします。

日程2の申し送り事項（案）についてです。

当委員会は、令和6年2月14日に設置されて以来、契約にかかる不正行為等の再発防止について、様々調査をしてまいりました。令和7年第1回臨時会において、常任委員の改選が予定されております。当特別委員会の委員構成も変わる可能性があります。そのため、現在までの当委員会での確認・調査事項について、皆様にお配りしたとおり、整理をさせていただきました。この内容を次期の委員会に申し送り事項としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岩田委員 委員長に、この案ではなく、もうちょっとこういうふうに書いてくれよというのを私は出したんですけども、それに対して、特に調整も何もなく、以前出された案そのままがここに出ているんですけど、それはどうなったんでしょう。

○小野委員長 はい。そのままではないです。最初に出されて、そして、ご意見いただき

まして、岩田委員からも頂戴いたしまして、当然、そちらは副委員長と共有をし、ほかのご意見も含めて総合的に判断をした結果、この内容で申し送りというふうにまとめをさせていただきます。なので――岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 どこが変わったんでしょう。

○小野委員長 どこが変わったかというと、申し訳ありません、これ、委員限りで、一応お渡しをしているんですけども、冒頭のところで、2行目、3行目、4行目ですね。はい。2行目、3行目、4行目のところに、結構ボリュームのある文章を入れています。それから、組織や制度の……。〔発言する者あり〕えっ。

ちょっと休憩します。すみません。ちょっと、これ、委員限り……

午後0時39分休憩

午後0時40分再開

○小野委員長 再開します。

○小林副委員長 内容……

○小野委員長 はい。岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 私がこの案にこういうのを入れてくれと言ったところをお読みします。「区議会は、確定記録を閲覧することにより、二代表の一翼として真実を明らかにするとともに、事実に基づいた再発防止を行うことで、区民の利益がこれ以上損なわれることのないよう、調査を継続する」という文を入れていただきたいというふうに言いました。つまり、確定記録の内覧のことが本文の一番下のほうの欄外みたいなところに入っているようなんですけど、そうではなく、こういう付け足しじゃなくて、本文の中に入れていただきたい。そういうことです。

○小林副委員長 これ、本文だから。

○小野委員長 これは本文です。

それから、もう一つ、別添でついている論点チェックリストですね。これも当然一緒につけられるものですので、最後のページ、5ページというところで、確定記録の件はまだ取扱いが未になっていますので、当然、これも同時に申し送りをするということになっています。ですので、一応、本文と、それから論点チェックリストというこの2点セットで申し送りということになっています。ちなみに、こちらは委員限りという資料になっておりますので、お願いいたします。

ほかに何かご意見ございますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

様々ご意見を頂いたんですけども、当初と変わっておりますので、いま一度お読みいただければと思います。

それでは、以上で、日程2の申し送り事項（案）について終了したいと思いますけど、（発言する者あり）よろしいですか。

○小林副委員長 確認。

○小野委員長 何か、何かございますか、ほかに。

よろしいですか。

○小林副委員長 案を、「（案）」を取る。

○小野委員長 はい。それでは、今、「（案）」がついていますので、こちらの「（案）」について、取らせていただきます。（発言する者あり）

申し送り事項とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

○小林副委員長 手を挙げている。

○岩田委員 最後に1個。

○小野委員長 はい。岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 今回は、まあ、あれですけど、まあ、いいですけども、次回からちゃんと調整とかをしていただきたい。こちら、こういう案がいいんじゃないですかと事前に出しているんですから、それなりの調整をしていただきたい。こういうふうに直しました、これでどうでしょうかというのを事前にやっていただきたい。

以上です。

○小野委員長 はい。今回、調整、個別に調整をしてくださいということなのかもしれませんが。内容によってはやりますけれども、基本的に、こちらについても、早い段階で皆様にお見せしている、ご覧いただいていますし、そして、最終、こういうもので出しますというのも展開をしておりますので、委員限りの資料ではございますけれども、皆様にもしっかりご覧頂ける、いわゆる委員会が始まってすぐ見てもらうんじゃなくて、その以前に見てもらうようにしておりますので、何かその中でお気づきの点とか、それから、こういうふうにしてほしいというのがあれば、引き続きご意見を頂ければというふうに思っております。

ほかにご意見よろしいですか。

○岩田委員 だから、そうじゃなくて、こちら事前に出しているんですから、じゃあ、こういうふうに変えましたよと。ここ、今、さっき、何か2行目のところ、4行目のところをこう変えていますけどと言うんじゃなくて、それを前もって言ってくださいよと言っているんですよ。

○小野委員長 はい。じゃあ、そこ……

○小林副委員長 丁寧にやります。

○小野委員長 そこを丁寧にやってくださいということかと思しますので、今後そういう機会がありましたら、そのように対応させていただきたいと思います。（発言する者あり）ちょっと行き届かない点があったようで、大変失礼いたしました。

それでは、先ほどに戻りますけど、こちらの「（案）」を外しまして、こちらを申し送り事項とさせていただきますがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

次に、日程3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。事務局から何かございますか。（発言する者あり）はい。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございます。

午後0時45分閉会